

出張年金相談の お知らせ

和歌山西年金事務所が、湯浅町で偶数月第1水曜日に出張年金相談を行います。相談は完全予約制となっておりますので、和歌山西年金事務所にお申し出ください。なお、その際は、基礎年金番号や相談内容について確認します。本人以外の方がお越しになる場合は、委任状が必要になるケースがありますので、事前に年金事務所でご確認ください。

次回は、
実施日 10月7日(水)
実施時間 10時～15時
場所 湯浅町役場 1F 多目的室
予約受付 和歌山西年金事務所
お客様相談室
電話 073・447・1660
(平日 8:30～17:15)

注1 出張年金相談では、主に年金給付に関する相談のみとなります。国民年金保険料の徴収、厚生年金適用関係の届書の受理等は行いません。

注2 出張年金相談は完全予約制となっております。予約が定員を上回った場合は、受付を中止させていただきます。

出張年金相談の メリット

◆普段、役場で受け付けてもらえない書類の提出が出来る

厚生年金に加入していた人や、第3号被保険者期間のある人の年金請求、遺族厚生年金の請求など、役場を経由しない請求書等の提出ができます。年金の請求には、それぞれの年金加入状況にあわせて異なる添付書類が必要ですので、ご予約の際に確認しておくことをお勧めします。

◆将来の年金受給見込額の試算をしてもらえる

年金の受取額は、それぞれの年金加入状況やもらい方(繰上・繰下請求)によってかわります。年金事務所への直接来訪、ねんきんネットを利用する方法などがありますが、この機会に、将来の生活設計の参考に、確認してみたいかがでしょうか。なお、見込額試算は、50歳以上の方に限られます。

◆個別の年金加入状況に応じた年金相談が受けられる

年金は、加入状況や納付状況、生年月日など、様々な条件が組み合わさった仕組みです。出張年金相談では、日本年金機構の保有する年金加入状況を元に、個別の事例に応じた相談が受けられます。

全国一斉

「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施します!

期間 9月7日(月)から13日(日)までの7日間
時間 8時30分から19時まで
ただし、土・日曜日については、10時から17時まで
電話番号 0570-003-110(全国共通)で、相談を受け付けます。
(※ PHS 及び一部 IP 電話からはご利用できない場合があります。)

相談内容

高齢者や障害者に関する人権何でも相談。
相談は無料で、秘密は厳守です。法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じますので、日頃の悩みをお気軽にご相談ください。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

☎ (073) 422-5131

和歌山地方法務局人権擁護課内 和歌山県人権擁護委員連合会